

【参考資料１】 廃棄物処理計画改定に当たっての施策の検証

	現計画の施策（主な実施事業）	評価	○：継続 ：強化 ×：廃止	新計画への反映
施策１ ３Ｒの促進				
（１）県民の３Ｒの促進				
1	３Ｒに関するリーフレットの作成・配付	県民に３Ｒを啓発・促進するうえで有効である。 ・リーフレットの作成・配布数：9,000部（H24年度）→18,000部（H27年度） ・配付先：市町村等及びイベント配布（H24年度）→H24配付先＋県内コンビニエンスストア（H27年度）	○	効果的な手法に努めながら継続する。
2	ごみゼロ社会推進あいち県民大会の開催	県民に３Ｒを啓発・促進するうえで有効である。 県民大会参加者 200名（講演）（H24年度）→519名（イベント）（H27年度）	○	効果的な手法に努めながら継続する。
3	ごみゼロ社会推進あいち県民会議の課題別部会の開催	県民、市町村、事業者団体等に３Ｒを啓発・促進するうえで有効である。 先進事例の視察を行い、県内市町村で実施の可能性について検討を行った。参加者アンケートでは「参考になった」割合が80%を超え、一定の成果を得た。	○	効果的な手法に努めながら継続する。
4	外部講師による研修会の開催	市町村や事業者団体等向けの取組として、循環型社会への周知・啓発に有効な手段である。	○	効果的な手法に努めながら継続する。
5	環境学習副読本「わたしたちと環境」による啓発	広く啓発するうえで有効な手段である。 生ごみの資源化など、３Ｒリーフレットを県内の小学校四年生（名古屋市立は各校一冊）に配付した。	○	効果的な手法に努めながら継続する。
6	ごみ処理有料化実施状況結果のインターネットによる情報提供	市町村へごみ有料化を促すための有効な手段である 一般廃棄物処理事業実態調査において、県内におけるごみ処理有料化の実施状況等を調査し、インターネットによる情報提供を行った。	○	効果的な手法に努めながら継続する。
7	リサイクル法における啓発	県民に３Ｒを啓発・促進するうえで有効である。 家庭でできる食品ロス削減の取組を紹介したリーフレットの配布や、建築物の分別解体及び資源化について、講演会等の場で啓発を実施。	○	効果的な手法に努めながら継続する。
8	マイバックの普及促進、「レジ袋削減取組店制度」の推進	・県民大会及び県民大会と連携して開催した「Let's エコアクション in AICHI」にて、マイバックを作成、配付し普及促進を図った。 ・大規模小売店舗の開設に際し、容器包装の発生抑制に関する事業者の取組を促進した。 ・レジ袋の有料化等、レジ袋削減に取り組む小売店舗をレジ袋削減取組店として登録し、削減率が基準を上回った店舗を優良店舗として認定する「レジ袋削減取組店制度」を運営することで、事業者の自主的な取組を後押しした。 今後は、レジ袋削減取組店舗を増加させるため、引き続き継続する。 〔参加店舗数〕315店舗（H24.8月）→301店舗（H27年度）	○	効果的な手法に努めながら継続する。

【参考資料１】 廃棄物処理計画改定に当たっての施策の検証

	現計画の施策（主な実施事業）	評価	○：継続 ：強化 ×：廃止	新計画への反映
(２) 事業者による３Ｒの取組の促進				
1	多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の策定や実績報告時における３Ｒの推進に係る指導	多量排出事業者の廃棄物処理の減量化・資源化に関する自主的な取組を促進する上で有効な手段である。 処理計画書、実施報告書はインターネットにより公表した。 [計画書提出件数] 646件(H26年度)、653件(H27年度) [実施状況報告書提出件数] 639件(H26年度)、644件(H27年度)	○	効果的な手法に努めながら継続する。
2	環境マネジメントシステム普及促進セミナーの開催	事業者による自主的な取組の促進に貢献している。 「エコアクション21」の概要、導入メリットを説明。また、エコアクション21の認証取得を目指す事業者を対象として、認証取得に向けた具体的なアドバイスを行うエコアクション21認証取得支援研修会を開催。 [県内の認証・登録事業者数] 289件(H23年度)→356件(H27年度)	○	効果的な手法に努めながら継続する。
3	「資源循環情報システム」による廃棄物の発生抑制や減量化・資源化等の情報の発信。	多くのアクセスが得られており、事業者による自主的な取組の推進に有効な手段である。 [資源循環情報システム アクセス数] 約10万件(H24～H27年度)	○	提供情報、コンテンツの見直し等効果的な手法に努めながら継続する。
4	環境保全型農業の推進	家畜排せつ物の処理・利用促進に効果的な取組である。 ・愛知県家畜排せつ物利用促進計画に基づき、家畜排せつ物の処理・利用促進に必要な施設を整備。ふん処理は、簡易な処理方法(直接農地、乾燥)から発酵処理へ転換が進み、発酵処理の割合が増加。尿処理は、混合処理等から浄化処理への転換が進み、浄化処理の割合が増加。 [施設整備数] 131箇所(H17～H27年度) [発酵処理の割合] 75%(H18年度)→90%(H26年度) [浄化処理の割合] 46%(H18年度)→58%(H26年度) ・家畜排せつ物の資源化・利用を推進するため、「家畜ふん尿資源化利用推進事業」を実施した。(H25～H27年度)ふん処理は、良質堆肥生産技術、尿処理は開発した装置によるリン回収技術を確立した。		新たな「愛知県家畜排せつ物利用促進計画(H27～H37)」により引き続き効果的な手法に努めながら継続する。
(３) 市町村の取組の促進				
1	一般廃棄物処理計画、分別収集計画等作成時の技術的支援など	ごみの減量化・資源化等を進める上で、市町村の取組を支援していくことは必要である。 ・ごみの分別数の増加： 平均18.9分別(H19年度)→19.7(H22年度)→20.1(H26年度)	○	継続
2	ごみ有料化における取り組み	ごみの排出抑制のため、ごみ有料化の促進が必要である。 一般廃棄物処理事業実態調査で、ごみ有料化の手法や料金設定等の調査を行い、市町村に情報提供した。 [生活系収集ごみ有料化市町村数] 14市町 (施設へ直接搬入するごみ及び粗大ごみ除く)	○	ごみの有料化の情報提供など、効果的な手法に努めながら継続する。

【参考資料 1】 廃棄物処理計画改定に当たっての施策の検証

	現計画の施策（主な実施事業）	評価	○：継続 ：強化 ×：廃止	新計画への反映
(4) 県等の率優先的取組の推進				
1	環境物品等の率優先的調達、あいちエコスタンダードによる廃棄物排出量削減等の推進	環境負荷を低減する製品の普及を図る上で有効である。 環境物品の調達に努めるとともに、あいちエコスタンダードに基づく廃棄物排出量削減等の重点取組期間を設定し、再使用や分別の徹底を図った。	○	継続
2	あいくる材の認定及び県発注工事での利用。あいち建設リサイクル指針による再資源化の推進	・あいくる材（23品目、464件、1,512資材（H27年度））を認定し、公共工事で積極的に利用することにより、リサイクル製品の利用促進に有効な手段である。 ・公共工事で特定建設資材廃棄物を積極的に再資源化を行うことにより、廃棄物の減量化が図られている。 [県発注工事におけるあいくる材の再生資源使用量] 約44万7千トン(H26年度)、約34万3千トン(H27年度) [特定建設資材廃棄物の再資源化等率] アスファルト・コンクリート塊：99.8%(H24年度)→99.8%(H26年度) コンクリート塊：99.8%(H24年度)→99.8%(H26年度) 建設発生木材：95.0%(H24年度)→98.9%(H26年度)	○	継続
(5) 各種リサイクル法等の推進				
1	容器包装リサイクル法における分別収集の普及・啓発	リサイクルを行うことにより、最終処分量の削減等に有効である。 ・県民大会での容器包装廃棄物を含む3Rの啓発、環境学習副読本「わたしたちと環境」による容器包装のリサイクルマークやプラスチック製容器包装のリサイクル方法等を掲載することにより普及、浸透を図った。 ・「ごみ散乱防止強調週間」において、県内8駅の周辺で啓発資材の配布、空き缶等のごみの散乱防止の呼びかけを実施。	○	継続
2	家電リサイクル法における適正処理の普及・啓発	リサイクルを行うことにより、最終処分量の削減等に有効である。 対象品目及びその排出方法について3Rリーフレットに掲載し、県民への啓発、情報提供を実施。	○	継続
3	食品リサイクル法における食品廃棄物の発生抑制、資源化の普及・啓発	食品廃棄物の発生抑制、資源化による最終処分量の削減などに有効である。 ・市町村に対し、県民会議の先進事例視察や研修会等における食品廃棄物の発生抑制、堆肥化など再生利用促進について周知。 ・家庭のできる食品ロス削減の取組を紹介したリーフレットの配布や、建築物の分別解体及び資源化について、講演会等の場で啓発を実施。		食品ロス等のさらなる啓発に努め、効果的な手法により継続する。

【参考資料 1】 廃棄物処理計画改定に当たっての施策の検証

現計画の施策（主な実施事業）			評価	○：継続 ：強化 ×：廃止	新計画への反映
	4	建設リサイクル法及び「あいち建設リサイクル指針」に基づく分別解体、再資源化の普及・啓発	建設リサイクルの促進、廃棄物の削減等に有効である。 建設リサイクル法及び「あいち建設リサイクル指針」に基づく分別解体、再資源化の普及啓発を行うとともに、関係機関の連携による建設工事現場のパトロールを実施。 〔パトロール期間〕 平成27年5月25日～29日、10月26日～30日(H27年度) 〔再資源化等施設数（全県分）〕 366件（H27年8月末）		効果的な手法に努めながら継続
	5	自動車リサイクル法に基づく使用済自動車の適正処理の啓発、事業者等への監視・指導	使用済自動車の適正処理に有効な手段である。 インターネット等による自動車リサイクル法に係る情報提供、自動車リサイクル法に基づく自動車解体業者、破砕業者等の立入検査、指導の実施。 〔立入件数〕 H26年度：738件、H27年度：429件 〔指導件数〕 H26年度：17件、H27年度：12件	○	引き続き、事業者への立入検査、指導を行う。
	6	レアメタルを含む有用金属の再利用促進のため、小型家電リサイクルの普及・啓発	レアメタルを含む有用金属等の再利用促進に有効な手段である。 ・小型家電リサイクル法が施行(H25.4)されたことに鑑み、県民大会における回収ボックスの設置や、県民会議における研修会等において、小型家電のリサイクルを周知した。 ・平成27年度において、県内全ての54市町村で小型家電の回収が行われており、市町村に対して周知が図られた。	○	小型家電リサイクル法に基づき、効果的な手法に努めながら継続する。
施策2 循環ビジネスの促進					
(1) 新しい循環ビジネスの創出と事業化促進					
	1	循環ビジネス創出コーディネーターによる相談や技術指導	相談件数も年々増加し効果あり。本県の循環ビジネスの振興に有効な手段である。 相談や技術指導を実施する中で、他社とのマッチング、補助金や環境賞への申請につながっている。 【相談件数】 H24年度:111件、H25年度:218件、H26年度:315件、H27年度:318件	○	継続
	2	循環ビジネス創出会議の開催	先導的・効果的な循環ビジネスとして、愛知環境賞を受賞した企業・団体の取組を中心としたセミナーや見学会等を実施し、先進的取組の普及・拡大に貢献している。 【循環ビジネス創出会議参加数】 ・ビジネスセミナー：751人(H24年度～27年度) ・現地見学会：343人(H24年度～27年度) ・ビジネス相談会：16社(H24年度～27年度)	○	継続

【参考資料 1】 廃棄物処理計画改定に当たっての施策の検証

			現計画の施策（主な実施事業）	評価	○：継続 ：強化 ×：廃止	新計画への反映
	3	循環型社会形成推進事業費補助金	本県の循環ビジネスの振興に有効な手段である。 【循環型社会形成推進事業費補助金交付件数】 ・リサイクル関係等施設整備事業： 申込件数70件、採択件数32件(H24～H27年度) ・循環ビジネス事業化検討事業： 申込件数48件、採択件数30件(H24～H27年度)	○	継続	
		「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」の推進	「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」に掲げた事業モデルの具体化に向けて検討調査やモデル事業の委託実施の他、循環型社会形成推進事業費補助金による支援を行い、循環型社会の形成に貢献している。	×	ゼロエミ構想の名称は一旦区切りとするが、資源・エネルギーの地域内循環の活用促進の取組は継続し発展させる。 （新規項目）	
	(2) 資源循環を促進するための環境づくり					
	1	大型イベントの場（メッセナゴヤ、エコプロ等）を活用した、リサイクル市場の拡大やリサイクル製品の販路拡大の支援	県内の循環ビジネスの振興に有効な手段である。 本県との共同出展の参加企業が多く、出展時における商談件数も多くあることから、販路拡大及びリサイクル技術・商品の普及に貢献している。 【出展支援件数】 178件(H24～H28年度)		効果的な手法に努めながら継続する。 本県の各種支援策のPR強化を図る	
		2	あいち資源循環情報システムの運営	先導的な循環ビジネスの創出及び活性化に有効な手段である。 インターネット上の「あいち資源循環情報システム」により、本県の物質フローや廃棄物の排出情報、リサイクル事業に積極的に取り組んでいる企業の情報を発信し、多くのアクセスが得られ、活用されている。	○	引き続き、提供情報、コンテンツの見直しを図りながら継続。
	3	あいち環境塾による人材育成	循環型社会を担うリーダーを育成し、職場・地域において活躍している。 また、修了生を中心に運営されている「AKJ環境総合研究所」において、持続可能な社会の形成のための具体的なアクションとして、企業や各種団体向けの教育・研修事業や環境活動支援に取り組んでいる。 【あいち環境塾修了生】 H24～H27年度:76人（H24:18人、H25:20人、H26:20人、H27:18人）	○	継続	
		4	再生利用個別指定制度及び再生事業者の登録制度を利用した再生利用の促進	事業者による産業廃棄物の再生利用を促進するため、有効な手段である。 平成27年度末までに、9業者を再生利用個別指定業者に指定。	○	継続

【参考資料 1】 廃棄物処理計画改定に当たっての施策の検証

			現計画の施策（主な実施事業）	評価	○：継続 ：強化 ×：廃止	新計画への反映
		5	優良産業廃棄物処理業者認定制度の活用による優良業者の育成等	優良業者の育成を図るとともに、優良業者情報の公表により、排出事業者による優良業者の利用を促進する上で有効な手段である。 平成23年度から「産業廃棄物処理業者優良化セミナー」を開催。また、優良業者情報をインターネット上で公開するとともに、PR促進のため、（一社）愛知県産業廃棄物協会と連携し、優良業者PR用ステッカーを作成・販売。 【処分業者に係る優良認定事業者数】 8件(H23.9月)→53件(H27年度)	○	継続
		6	愛知環境賞の実施	県内の循環ビジネスの振興に有効である。 愛知環境賞を受賞した企業等はブランド力、信用度が上がることで、販路拡大によるビジネスの継続、発展や活動の促進につながっている。 【表彰数（応募件数）】 H24年度:13(40)、H25年度:14(53)、H26年度:14(46)、H27年度:15(41)	○	継続
施策3 適正処理と監視指導の徹底						
(1) 廃棄物の適正処理の指導						
		1	立入検査や各種報告書提出時の指導	事業者と接触する機会に適正処理について指導することは効率的である。 立入強化月間（6月、11月）の実施、また、平成27年度はドローンを用いた産業廃棄物の確認及びヘリコプターを用いたスカイパトロールを実施。 [強化月間の立入件数] H25年度：1,206件、H26年度：1,260件、H27年度：1,227件	○	効果的な手法に努めながら継続する。
		2	悪質な法令違反者に対する改善命令や措置命令における再発防止	廃棄物の不適正処理の再発防止として指導が必要である。 平成27年度は改善命令2件、事業の停止命令1件を実施した。 [改善命令] H25年度：2件、H26年度：0件、H27年度：2件 [事業の停止命令] H25年度：7件、H26年度：0件、H27年度：1件	○	効果的な手法に努めながら継続する。
		3	電子マニフェストの普及啓発	産業廃棄物処理の透明性を確保されることにより、不適正処理を防止に寄与している。 [電子マニフェスト普及率] 19.8%(H21年度)→33.7%(H25年度)→39.2%(H26年度)	○	引き続き、啓発を行い、電子マニフェストの普及拡大を促進

【参考資料１】 廃棄物処理計画改定に当たっての施策の検証

			現計画の施策（主な実施事業）	評価	○：継続 ：強化 ×：廃止	新計画への反映
	4		優良産業廃棄物処理業者認定制度の活用による優良業者の育成等	優良業者の育成を図るとともに、排出事業者による優良業者の利用を促進する上で有効な手段である。 平成23年度から「産業廃棄物処理業者優良化セミナー」を開催。また、優良業者情報をインターネット上で公表するとともに、PR促進のため、（一社）愛知県産業廃棄物協会と連携し、優良業者PR用ステッカーを作成・販売。 【処分業者に係る優良認定事業者数】 8件(H23.9月)→53件(H27年度)	○	継続
(2) 特別管理産業廃棄物の適正処理						
	1		感染性廃棄物における適正処理の周知、指導	立入検査時や各種報告書の提出時に感染性廃棄物処理マニュアルの周知徹底を行うことは感染性廃棄物の適正な処理を確保し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る上で有効な手段である。	○	継続
	2		アスベスト廃棄物（廃石綿）における適正処理の周知、指導	立入検査時や各種報告書の提出時に石綿含有廃棄物等処理マニュアルの周知徹底を行うことは廃石綿等及び石綿含有廃棄物の適正な処理を確保し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る上で有効な手段である。	○	継続
	3		ポリ塩化ビフェニル廃棄物（PCB廃棄物）における適正処理の周知、指導	・PCB保管状況の把握、立入検査や各種届出書提出時に適正保管及び早期処理を指導することは、適正な処理を計画的に推進する上で有効な手段である。 ・国のPCB廃棄物処理基本計画の変更を受けて、愛知県PCB廃棄物処理計画の見直しを検討し、平成27年6月に改訂した。 [PCB保管・処理状況]処理台数（累計） H27年3月末時点：24,393台（処理進捗率85%） H28年3月末時点：26,577台（処理進捗率91%） [保管事業所数（全県分）] H26年3月現在：3,048事業所 H27年3月現在：2,919事業所		高濃度PCB廃棄物を期限内に確実に処理するため掘り起こし調査を行い、未届けのPCB廃棄物を把握し、届出や適正な処理等の指導を行う。
(3) 排出事業者処理責任の徹底						
	1		多量排出事業者に対する、産業廃棄物処理計画の策定・報告の指導	多量排出事業者に対し適正処理を行うために指導が必要である。	○	継続
	2		委託処理業者における不適正処理事案に係る排出事業者の現状回復の周知徹底	適正処理を進める上で、排出事業者としての処理責任を認識させ、意識を高める必要がある。	○	継続
	3		県外で発生する産業廃棄物を県内に搬入しようとする者に対する事前届出の徹底指導	県外から搬入される産業廃棄物の種類、量等を事前に届出させることで、不適正処理の未然防止が図られる。	○	継続

【参考資料 1】 廃棄物処理計画改定に当たっての施策の検証

	現計画の施策（主な実施事業）	評価	○：継続 ：強化 ×：廃止	新計画への反映
(4) 廃棄物処理施設の信頼性と安全性の確保				
1	焼却施設、最終処分場等を設置しようとする者への住民説明会の開催の義務付け等	[説明会開催実績] なし（H27年度） 産業廃棄物処理施設のうち生活環境に影響を及ぼすおそれのある廃棄物処理施設を設置等しようとする者に対して、地域住民に対する説明会の開催や生活環境の保全に関する協定の締結を指導している。	○	継続
2	廃棄物処理施設の設置及び処理業の許可に当たっての適正、施設の稼働前検査の実施、焼却施設や最終処分場等の設置に当たっての専門家からの意見聴取	廃棄物処理施設及び処理業の許可に当たっては、県の審査基準に基づき事業者の能力等を審査。また、設置許可を要する施設の稼働前には、使用前検査により、許可どおりの施設であるか確認。さらに、焼却施設、最終処分場等の設置許可申請については、生活環境の保全に適正な配慮がなされているかについて意見を聴くため、専門的知識を有する者を構成員とした「愛知県廃棄物処理施設審査会議」を開催。 [審査会議開催回数] H25年度：1件、H26年度：4件、H27年度：3件	○	継続
3	焼却施設や最終処分場等の法に基づく定期検査の実施、設置者自らによる検査の実施、維持管理情報の公表や閲覧用記録の備え付けの指導等	廃棄物処理施設の信頼性と安全性の確保に審査、指導は必要である。 平成23年4月施行の改正廃棄物処理法に基づき定期検査（平成27年度：6件）を実施。立入検査等で維持管理に関する情報の公表や閲覧用の記録の備え付けの遵守を指導した。	○	効果的な手法に努めながら継続する。
4	民間最終処分場設置者に対する維持管理積立金の活用による適正な管理を指導	埋立処分終了後の適切な維持管理を図り、環境影響を低減する必要がある。 平成27年度埋立中の処分場については、全ての対象者（29事業者（35施設））に対して維持管理積立金の積立額を通知し、積み立てを指導。	○	継続
5	埋立終了後の民間最終処分場跡地の台帳の整備、情報提供	最終処分場跡地の利用者に対する情報提供する上で有効な手段である。 平成28年3月末までに県内で318ヶ所（県137、名古屋市47、豊橋市72、岡崎市17、豊田市45）の指定区域台帳を整備し、県民事務所等での閲覧や、インターネットによる位置情報等の提供を実施。	○	継続
(5) 不適正処理の未然防止				
1	不法投棄等監視特別機動班による監視パトロールの実施	不適正処理の未然防止に係る施策として有効な手段である。 ・定期的な監視パトロールを実施するとともに、毎年6月、11月には廃棄物の適正処理に係る立入検査を強化する月間を設け、監視・指導を実施（平成27年度：1,227件）。 ・建設系の廃棄物等は、関係部局との連携による監視・指導を実施。 [強化月間の立入件数] H25年度：1,206件、H26年度：1,260件、H27年度：1,227件	○	効果的な手法に努めながら継続する。

【参考資料１】 廃棄物処理計画改定に当たっての施策の検証

		現計画の施策（主な実施事業）	評価	○：継続 ：強化 ×：廃止	新計画への反映
	2	民間警備会社への平日夜間及び休日の監視委託、警察官経験者を配備による監視・指導強化	不適正処理の未然防止に係る施策として有効な手段である。 不適正処理発見の際は管轄する県民事務所等において、現地確認、適正処理の指導を実施（平成27年度の監視回数：630回）。	○	効果的な手法に努めながら継続する。
	3	地域環境保全委員の協力や不法投棄情報の通報体制の周知、野焼きや過剰保管に対する一斉立入指導等	不適正処理の未然防止に係る施策として有効な手段である。 ・インターネットにより不法投棄情報の通報体制を周知。 ・電話、メール等により通報を受けた場合、市町村等関係機関と連携し、現地確認等のうえ指導を実施。 [不法投棄情報の苦情件数] H25年度：39件、H26年度：36件、H27年度：25件	○	効果的な手法に努めながら継続する。
	4	不適正処理の監視・指導における関係機関との連携	不適正処理の未然防止に係る施策として有効な手段である。 県警察本部、隣接県、政令市等と協力連携して、不適正処理に対する監視・指導、情報交換を実施。	○	効果的な手法に努めながら継続する。
	5	不適正処理の広域化に対処するため、地方機関との情報連絡、隣接県等との情報交換や協議・協力体制の充実に努める。	東海・北陸ブロックの県及び政令市との連絡会議や平成27年11月の隣接県及び政令市、全国の主要都道府県との連絡会議において、廃棄物の不適正処理事案における対応策等についての情報交換。	○	継続
	6	市町村等関係機関と連携した不適正処理への対応、産業廃棄物適正処理推進事業費補助金による政令市によるパトロール等の不適正処理未然防止事業への支援	不適正処理の未然防止に係る施策として有効な手段である。 廃棄物の不適正処理に対しては、市町村等関係機関と連携して現地確認等を行い、行為者や関係者に対して指導した。 特に、4政令市に対しては、産業廃棄物税を活用し、「産業廃棄物適正処理推進事業費補助金」による支援を実施。	○	効果的な手法に努めながら継続する。
	7	愛知県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会、地域産業廃棄物不法処理防止連絡協議会の活用による、不適正処理の未然防止	不適正処理の未然防止に係る施策として有効な手段である。 各県民事務所等で「地域産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」を開催し、不適正処理の未然防止等に関する情報共有を実施。	○	効果的な手法に努めながら継続する。
	8	自動車リサイクル法の枠組みから外れた自動車の不正解体・不正輸出に対する未然防止	事業者に対し、関係機関と合同で立入検査を行うことは、不正解体や不正輸出の未然防止及び的確に対応する上で有効な手段である。 [合同立入件数] H25年度：37件、H26年度：2件、H27年度：10件	○	引き続き、合同立入等を行い、未然防止及び迅速かつ的確な対応に努める。

【参考資料 1】 廃棄物処理計画改定に当たっての施策の検証

	現計画の施策（主な実施事業）	評価	○：継続 ：強化 ×：廃止	新計画への反映
	(6) 海岸漂着物の処理体制の整備			
	1	愛知県海岸漂着物対策推進地域計画に基づく海岸環境の保全 海岸環境の保全に有効な手段である。 ・重点的に環境保全を推進する区域において、県や市町村が国の基金や補助金を活用し、海岸漂着物等の回収・処理事業を実施。 ・発生源の一つである河川におけるごみ量を調査・分析し、普及啓発等の発生抑制対策事業に展開して、海岸漂着物の減量化に寄与した。 ・海岸漂着物に関する環境学習プログラムを作成し、現状、影響及び対策を県民への周知により海岸漂着物の減量化に寄与した。		民間団体との連携体制を強化して継続する。
	2	海岸環境の保全について、情報提供、普及啓発を行う。 ・海岸漂着物の発生源の一つである河川におけるごみ量を調査・分析し、普及啓発等の発生抑制対策事業に展開することで、海岸漂着物の減量化に寄与した。 ・海岸漂着物に関する環境学習プログラムを作成し、海岸漂着物の現状・影響及び対策について県民に周知し、海岸漂着物に対する理解を深めてもらうことで、海岸漂着物の減量化に寄与した。		・内陸部における発生抑制対策を強化して継続する。 ・民間団体等との連携体制を強化して継続する。
	(7) 災害時における処理体制の構築			
	1	災害時における廃棄物処理体制の構築 災害廃棄物処理体制について事前に構築することは、災害時の迅速な対応を行ううえで必要である。 ・県計画を本年 10 月に策定。引き続き、市町村災害廃棄物処理計画の策定を支援するとともに、協力体制の構築を行う。		引き続き、市町村への支援を継続 新計画施策 5「非常災害時における処理体制の構築」
	2	関係部局等と連携し、県内全市町村でがれき等の災害廃棄物の仮置きが可能な公共空間の確保及び拡充に努める。 県全体では仮置場の必要面積に対して、6～7割の候補地が確保されている。		

【参考資料１】 廃棄物処理計画改定に当たっての施策の検証

			現計画の施策（主な実施事業）	評価	○：継続 ：強化 ×：廃止	新計画への反映
		3	災害廃棄物の処理について、他県や関係機関との連携を強化し、広域的かつ効率的な協力体制の確立を図る。	中部地方環境事務所、中部９県及び政令市等による大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会を組織し、取組を進めている。		
施策４ 廃棄物処理施設の整備の促進						
(１) 地域環境に配慮した適正な廃棄物処理施設の整備の促進						
	1		一般廃棄物処理施設整備への技術的支援	適正で効率的なごみ処理に有効な手段である。 ・県のごみ焼却処理広域化計画に基づき、県内を13ブロックに分け、効率的なごみ処理施設の設置を促進し、各ブロックでブロック会議を開催するよう促すとともに、ブロック会議に出席し、施設整備について助言を行ってきたことで、広域化が進展した。	○	効果的な手法に努めながら継続する。
	2		愛知県ごみ焼却処理広域化計画に基づく、ごみ焼却処理の広域化の推進	・交付金を活用した一般廃棄物処理施設の整備の促進を行っている。 [期間中に交付金を活用して整備した一般廃棄物処理施設]		
	3		循環型社会形成推進交付金等の活用	H24年度～H28年度:11施設		
	4		産業廃棄物については、排出事業者処理責任の原則の下、廃棄物処理施設の信頼性と安全性を確保するため、「愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱」に基づく、排出事業者又は処理業者による地域環境に配慮した施設整備の促進	積替保管施設、中間処理施設及び最終処分場の立地に当たっては、「愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱」に基づき、地域環境への配慮等を指導している。	○	継続
	5		財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が行う「産業廃棄物処理事業に必要な資金の借入に係る債務保証制度」や日本政策投資銀行、愛知県等が行う融資制度の周知	事業者からの相談において、県の融資制度等について紹介するとともに、インターネットで県の制度を紹介している。	○	継続
(２) 広域的な最終処分場の整備						
	1		衣浦港３号地廃棄物最終処分場の整備	公共関与の広域最終処分場である衣浦港3号地廃棄物最終処分場は、H22年度に供用開始しており、安定的な受入体制が確保されている。 【衣浦港3号地廃棄物最終処分場 埋立進捗率】 約25%(H27年度)	○	今後の広域的な処分場の確保に関しては、広域的な市町村の取組等の状況を見極めつつ、検討に着手

【参考資料 1】 廃棄物処理計画改定に当たっての施策の検証

現計画の施策（主な実施事業）			評価	○：継続 ：強化 ×：廃止	新計画への反映
(3) し尿の適正処理の推進					
	1	し尿処理における計画的、効率的な整備	全県域汚水適正処理構想と整合を図りながら、地域の実情に応じ、計画的、効率的な整備を図る。 下水道処理計画区域外等は浄化槽の普及及び合併処理化を促進するとともに、汚泥再生処理施設整備による生ごみ等有機性廃棄物の堆肥化等の資源化を促進する。	○	継続
施策5 地球温暖化対策への配慮					
(1) 資源循環と温暖化対策に配慮した施設整備					
	1	温室効果ガスの排出削減に寄与する施設整備の促進	温室効果ガスの排出削減に効果的である。 ・市町村に対し、国の交付金事業の説明や先進事例の視察等、温室効果ガスの排出削減に資する施設整備を促進を図った。 ・民間事業者の廃棄物系バイオマスの利活用には、循環型社会形成推進事業費補助金により支援を実施。 [廃熱利用施設] 約86%(H24年度) → 約95%(H26年度)	○	効果的な手法に努めながら継続 低炭素社会、自然共生社会づくりとの統合的取組を目指す
	2	循環型社会の形成とともに温室効果ガスの排出削減に寄与する施設整備の促進	温暖化対策に効果的である。 ・循環型社会形成推進交付金制度の活用などにより、市町村等によるごみ発電施設の設置促進を実施。 [一般廃棄物処理施設のごみ発電実施状況] 県内42の焼却施設の内24施設（H26年度） （休止施設及び当該年度に着工した施設を含み、廃止施設除く） ・民間事業者が設置する熱回収施設（産業廃棄物処理施設）については、「熱回収施設設置者認定制度」により設置の促進を図っている。 [熱回収認定施設数] 2施設（H27年度）	○	引き続き、市町村等によるごみ発電施設や民間事業者による熱回収施設の設置促進を図る。
(2) 廃棄物運搬時における対策					
	1	廃棄物運搬車両における低公害車の導入促進等	優良化セミナーにおいて、廃棄物運搬車両における低公害車の導入等について啓発するとともに、エコドライブの実践について啓発した。	○	公害対策のための融資制度は、収集運搬車両については平成26年度に廃止となったが、引き続き導入の啓発を図る。
施策6 施策推進に向けた横断的な取組					
(1) 産業廃棄物税の活用					
	1	産業廃棄物税を活用した3Rの促進や適正処理に関する施策等の推進	産業廃棄物の発生抑制、減量化・資源化の促進、埋立処分量の削減に一定の効果が得られていると考える。 平成28年度以降も引き続き、現行の税制度を継続することとし、再び5年を目途に制度について検討を加える旨の条例改正を行った（平成28年4月1日施行）。 制度開始の平成18年からの9年間で約54.2億円の税収があり、これまで、3Rの促進（循環型社会形成事業費補助金等）に約17.5億円、適正処理の推進（産業廃棄物適正処理対策事業費等）に約8.2億円、最終処分場の設置促進（武豊町地域交流施設整備費補助金等）に約16.5億円を充当。	○	継続

【参考資料 1】 廃棄物処理計画改定に当たっての施策の検証

	現計画の施策（主な実施事業）	評価	○：継続 ：強化 ×：廃止	新計画への反映
（２）廃棄物処理や資源化状況の把握及び情報提供				
1	最終処分場設置事業者、産業廃棄物処理業者、多量排出事業者等に対する産業廃棄物処理の実績報告及びインターネット等による情報提供	産業廃棄物処理業者等から前年度における処理実績に係る報告を求め、処理状況を環境白書やインターネットにより公開していることは、県民が廃棄物処理や資源化情報を把握する上で有効な手段である。	○	継続
2	市町村及び一部事務組合に対する一般廃棄物処理実績等の、インターネット等による情報提供	一般廃棄物処理事業実態調査の結果をインターネット等により公表した。このことは新聞記事になり、県民に対し幅広く周知された。	○	継続
3	PCB廃棄物については、PCB廃棄物特別措置法に基づく毎年度の届出により保管・処理状況の把握を行い集計し、インターネット等を利用して広く県民に情報提供を行う。	「PCB廃棄物特別措置法」に基づく毎年度の届出により保管・処理状況を把握し、環境白書やインターネットにより公開していることは、県民が保管・処理状況を把握する上で有効な手段である。 〔保管事業所数（全県分）〕 平成26年3月現在：3,048事業所 平成27年3月現在：2,787事業所	○	引き続き、PCB廃棄物の保管・処理状況を把握し、インターネット等により情報提供を行っている。
4	廃棄物に関する適正な知識、発生抑制や再利用、再生利用に有効な情報、先進事例の紹介等の情報提供に努める。	資源循環に関する情報は、「資源循環情報システム」で発信しており、多くのアクセスが得られ、活用されている。	○	引き続き、提供情報の見直しを図りながら、当該事業を継続実施する。
5	産業廃棄物広域交換情報、資源化業者リスト等のリサイクル関連情報、処理業者の最終処分場等処理施設情報、先駆的事业業や試みに関する情報提供	・再生事業者登録情報のインターネット等の公表により、リサイクルに寄与している。 ・資源循環に関する情報は資源循環情報システムで発信しており、多くのアクセスが得られ、活用されている。 ・産業廃棄物処理業者検索システム及び優良産業廃棄物処理業者認定制度に基づく認定業者一覧について、処理業者の最終処分場等処理施設情報をインターネットにより提供。	○	継続
（３）環境学習及び普及啓発の推進				
1	環境学習副読本「わたしたちと環境」による啓発	廃棄物の減量化・資源化、適正処理等に関する知識の普及と意識の醸成に有効な手段である。 生ごみの資源化など、3 Rリーフレットを県内の小学校四年生（名古屋市立は各校一冊）に配付した。	○	効果的な手法に努めながら継続する。

【参考資料１】 廃棄物処理計画改定に当たっての施策の検証

			現計画の施策（主な実施事業）	評価	○：継続 ：強化 ×：廃止	新計画への反映
		2	循環型社会づくりや廃棄物処理についての理解を深め、減量化・資源化を促進するためのシンポジウムの開催やパンフレットの配布等による啓発	循環型社会づくりについては、県民大会や３Ｒリーフレットへの情報掲載を通じて普及啓発を行った。県民大会の参加者数及び３Ｒリーフレットの配付数の増加により、従前より広く県民に周知できたと考えられる。 関係団体の要請に応じて、廃棄物の適正処理や減量化・資源化に関する講演等による啓発を行った。	○	県民大会の参加者に対してアンケートを行う等、施策の定量的な効果を計測することを前提に、効果的な手法に努めながら継続する。
		3	資源循環に関する意識啓発のため、資源循環情報システム内の「ゴミキチパコロ劇場」の発信	日常の環境行動に関する意識啓発のため、「資源循環情報システム」内にある「ゴミキチパコロ劇場」を発信しており、多くのアクセスが得られ、活用されている。	○	引き続き、コンテンツの見直しを図りながら、継続。